

議 案 参 考 資 料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

長寿支援課 介護管理給付係

議案名

議案第 15 号 桐生市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案

趣旨・目的

介護保険法の一部改正により、平成 30 年 4 月 1 日から指定居宅介護支援事業所の指定及び指導監督権限が都道府県から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

概 要

高齢者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることを支援するため、指定居宅介護支援事業に関する次の基準を定めます。

項目	基準等の概要	基準の区分
居宅介護支援事業者の指定基準	居宅介護支援事業の申請者は法人	従うべき基準
居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準	① 指定居宅介護支援事業に従事する従業者に係る基準及び当該従業員の員数	従うべき基準
	② 指定居宅介護支援事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保、秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	③ ①、②以外の指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準	参酌すべき基準

※従うべき基準…当該基準に従う範囲内の内容であれば許容されるが、必ず適合しなければならない基準

※参酌すべき基準…十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて国の基準と異なる内容を定めることが許容される基準

現行の厚生労働省令を参酌した結果、下表の基準については省令と異なる市の基準を定めます。

項目	内容	国の基準	市の基準	理由
記録の整備	利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録の整備及び保存	その完結の日から 2 年間	その完結の日から 5 年間	事業者の不当利得による返還請求権は地方自治法により 5 年であり、保存期間が 2 年では必要な書類が確認できなくなるおそれがあるため。

※居宅介護支援

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャー(介護支援専門員)が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の中で、介護保険法の一部改正が行われ、現在都道府県に指定及び指導監督権限がある居宅介護支援事業所について、平成 30 年 4 月 1 日から当該権限が市町村に移譲されることとなりました。